

TPP交渉状況及び米国内の動き (2011年6月~8月)

1. ベトナム・ラウンド (ワシントンモニター 6/30 参照)

- 6/20 よりベトナムで行われた7回目の交渉は、全分野で意味ある進展を果たす為、前回のモトリオールと同様、効率的且つ十分な時間を取った会議となった。会議のホストであるベトナムは、日本の参加決定延期により、日本の参加問題ではなく、自国の参加が最も物議を醸す事項となるため、更なる圧迫を感じるようになった。
- 参加国は、分野横断的事項である知財権・透明性・通信・税関・環境の協定文案に関する新提案について議論した。米国 USTR ロン・カーク氏は、今交渉の目標は、参加各国の位置づけに関する理解を深め、各国のセンシティブ事項について相互に許容出来る方策を探すプロセスを継続することであったが、規制制度の調和(regulatory coherence)分野で進展があったと述べた。
- 今回初めて、発展格差問題(途上国の成長支援策)の議論に大きな時間が割かれた。
- 国別に物品・サービス・政府調達のアkses改善努力が続けられ、原産地規則も重視された。
- 米国内では、15名の下院議員が大統領に書簡を送付し、国有企業・国策会社に対する強力な規制を織り込み、それらが民間企業と同じように活動し、関係政府にも同じように扱わせる様求めた。加えて、加盟国間における国有企業・国策会社の情報共有化と政府がそれらに介入する程度をTPPで規制することを要求した。ベトナムにとっては、多数ある国有企業の扱いが、参加のための最大の関門となる。(※国有企業を対象とした規制は、ベトナムのみならず将来、中国が参加することを想定したルールと見られている)

2. 米国内のTPPを巡る動き (ワシントンモニター 7/21、7/28 参照)

- 交渉参加国は、9月上旬シカゴで行われる第8回交渉に備え準備中であるが、米国では韓国等とのFTAの議会審議が、夏休み明けに延期されたため、USTR(米通商代表部)や利害関係者はTPPに注力しつつあり、様々な動きが見られる。
- 20人以上の米国下院議員が、大統領に書簡を送り、米韓FTAの知財章を上回る知財保護強化を求めた。米国は次回交渉に知財章の草案を提出する予定である。他にも、民主党 Casey 上院議員がニュージーランドの乳製品市場の規制撤廃を求める書簡を大統領に送付し、ベトナム等を対象とした政府によるインターネット規制に対する禁止ルールも提案された。インターネット規制禁止はeコマース関連規定とされる模様であり、金融・医療分野は個人情報保護の観点から適用除外とされる見込みである。
- USTRは国有企業に対する規制案も策定しており、同案はOECD規則を基礎に、民間企業との競争中立性を確保するもので、次回交渉への提出を望んでいる。USTR カーク氏は、政府によるITサービス・プロバイダーへの自国内サーバー使用要求の禁止措置についても触れており、本件は現在の交渉参加国には無関係ながら、FTAの新たな基準としようとするもの。また、USTRは、WTO協定のSPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)の改定をTPPの中で実現しようとしている。既に案を提出したが、

輸出に積極的な米国農業界が内容に不満を示したため野心的な案を再提出しようとしているもので、日本が交渉に参加する際には重大な問題を引き起こす可能性がある。

- ・ 韓国等との FTA の議会批准が進まないことが、米国の TPP 交渉への積極的参加を困難にしており、ハマ政権及び USTR は、TPP に関する国内手続きが進められるようになるまで、最も議論が多い協定案については交渉しないと述べている。
- ・ 上記状況から、交渉参加国は、11 月に行われる次回 APEC サミットにおいて最終合意が出来るとは考え難くなっており、枠組合意のみと発表することで、期待を抑えている。

3. 米国内の TPP を巡る動き (ワシントンモニター 8/11、9/1 参照)

- ・ 8 度目の交渉が、9/6 よりシカゴにおいて始まるが、協定案の作成は遅れ気味である。
- ・ 副 USTR によれば、労働に関する協定案は、米国が労働者の権利を重視し、多数の組合が問題視するベトナムの労働制度(労働者が組合を結成できない等)を改善するためには時間を要するため、次回の交渉には提出されない可能性が高い。
- ・ 国有企業に対する規制に関する協定案についても、民間にとって重要な規定であり、米国行政府と議会の更なる議論が必要であるため、提出されない可能性がある。
- ・ 米国の三大自動車メーカーを代表する米国自動車政策評議会(AAPC)は、当初の TPP 合意期限である 11 月以前に日本が交渉に参加することは歓迎しないが、日本が合意済みの協定を受け入れるのであれば、歓迎するとの声明を発表した。理由は、太平洋地域で最も閉鎖的なマーケットを擁する日本が交渉に加われば、交渉が複雑化し長引くからであり、また、一旦合意された協定を変えることは日本にとっても難しくそのまま受け入れざるを得なくなるからという謀略的なものである。こうすることで、日本に、保護主義的とされる農業部門や自動車部門を解放させようとしている。
- ・ 共和党 Nunes 下院議員が、今後の FTA の SPS(衛生及び植物検疫)交渉のベースとなる貿易円滑化法を提案した。本法案は、非関税障壁を対象とし、TPP 交渉に影響を及ぼすための手段として作成された。同法案は、農業について『開かれ、公平で相互的なマーケット・アクセス』を提唱し、米国は、科学に依拠し、国際的に基準と認識されるルールを求めるべきとしている。加えて、同法案は、SPS 措置の改善における規制の調和(regulatory coherence)や透明性向上に貢献し、認定要件の標準化に有益である。同法案が承認される可能性は低いが、本法案の目的は、非関税障壁の撤廃が課題とされる日本やベトナムに対応する USTR(通商代表部) に圧力を掛けることにある。
- ・ ハマ政権及び USTR が、ビザ(査証)に関する規定を TPP に織り込む可能性は殆どなくなった。高度熟練労働者の移動自由化を望む産業分野もあるが、議会が反対すると USTR カーク氏は考えているからである。同様の規定が、チリやシンガポールとの FTA にも含まれているが、USTR は未だ議会との議論を行っていない。
- ・ 新たに、フィリピンが交渉参加国の候補として名乗りを上げたとの報道もある。
(8/12 ワシントン・トレード・デ일리)